

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米国の対中追加関税の第1弾が 2018年7月6日に発動へ 追加関税25%、340億米ドル 相当の品目リストを公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

2018年6月15日、トランプ米大統領は、産業上の重要技術が使われている340億ドル<sup>1</sup>相当の中国製品に25%の関税を発動すると発表しました<sup>2</sup>。この措置は、米通商代表部(USTR)が2018年3月22日に、米国の知的財産を強制的に取得するための中国の法令、政策、及び慣行は不当、差別的、かつ米国の通商にとって負担であり、年間約500億ドルの損害を米国に与えていると決定したこと<sup>3</sup>を受けたものです。

大統領の声明に続いて、USTRは追加関税の対象となる1,102品目、計約500億ドル相当の中国からの輸入品を示した2つのリストを公表しました。関係省庁を委員とする301条委員会によって作成されたこれら2つのリストは「中国製造2025」政策を含む中国の産業政策の恩恵を受けている品目を標的としており、航空宇宙、情報通信技術、ロボット工学、産業機械、新素材、自動車等が含まれる一方で、携帯電話、靴、衣料品等の消費財は概ね除外されています<sup>4</sup>。

第1弾の品目リスト(6月15日の最終リスト)には818品目、約340億ドル相当の中国からの輸入品が含まれており、これらは2018年4月3日に公表されたUSTRによる当初の品目リストの一部に相当します<sup>5</sup>。当該818品目に対する追加関税の徴収は、税関・国境警備局(CBP)によって2018年7月6日に開始されます。このリストは、3,200近い利害関係者から寄せられたパブリック・コメントと5月15日から17日の3日間にわたって開催された公聴会<sup>6</sup>の内容を踏まえて、301条委員会がUSTRの当初の1,333品目を審議した結果により絞り込まれたものです。

第2弾の品目リスト(6月15日のリスト案)には284品目、約160億ドル相当の中国からの輸入品が含まれています<sup>7</sup>。かかる品目については今後公告の後、パブリック・コメントが募集され、2018年7月24日に公聴会が開催されます。その後、これらを踏まえた301条委員会の審議を経て、かかる品目に追加関税を課すかどうかの最終決定が下されます。コメントの提出期限は2018年7月20日、公聴会への出席の申込期限は2018年6月29日です。公聴会に対する反論コメントの受付は2018年7月31日まで行われます。

USTRは、影響を受ける企業が追加関税リストからの特定品目の除外を申請する機会を設ける予定です。詳細は現時点で明らかになっていませんが、USTRはかかる除外の申請プロセスについて説明した連邦官報告示を今後数週間以内に公開すると発表しました。

## 詳細

### 当初の品目リスト案の修正と追加案

第1弾となるUSTRの6月15日の最終リストでは、2018年4月3日の当初のリスト案に掲載されていた品目のうち515品目が削除されています。特に、4月3日のリスト案に掲載されていた米国関税率表(HTSUS)の以下の類に該当するすべての品目が、最終リストからは削除されています。

類	内容
29	有機化学品
30	医療用品
38	各種の化学工業生産品
72	鉄鋼
73	鉄鋼製品
76	アルミ及びその製品
83	各種の卑金属製品
91	時計及びその部分品
93	武器及び鉄砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
94	家具…(略)…プレハブ建築物

ただし、第2弾となる6月15日の品目リスト案には、HTSUSの第38類(各種の化学工業生産品)、第73類(鉄鋼製品)、第76類(アルミ及びその製品)、第84類(機械類並びにこれらの部分品)、並びに第85類(電気機器及びその部分品)におけるいくつかの新たな品目が掲載されていることは注意を要します。

第1弾の最終リストには、HTSUSの第28類、第40類、第84類、第85類、第86類、第87類、第88類、第89類、及び第90類の品目が以下の通り含まれています。

類	内容	4月3日のリストにおける品目数	最終リストから除外された品目数	最終リストに残った品目数
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	4	3	1
40	ゴム及びその製品	8	6	2
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	537	120	417
85	電気機器及びその部分品…(略)	241	55	186
86	鉄道用又は軌道用の機関車…(略)	17	0	17
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	48	7	41
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	16	1	15
89	船舶及び浮き構造物	11	1	10
90	光学機器、…(略)…、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	164	35	129
合計			515	818

第2弾となるUSTRの6月15日の品目リスト案は、4月3日のリストに含まれていなかった284品目で構成されています。これらの品目はHTSUSの13の類にわたりますが、大部分が第39類(プラスチック及びその製品)に集中しており、次いで第84類(機械類並びにこれらの部分品)と第85類(電気機器及びその部分品)が多くなっています。

類	内容
27	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、瀝青物質並びに鉱物性ろう
34	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックを主とした歯科用の調製品
38	各種の化学工業生産品
39	プラスチック及びその製品
70	ガラス及びその製品
73	鉄鋼製品
76	アルミニウム及びその製品
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
86	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む)
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
89	船舶及び浮き構造物
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

リスト案に挙げられた第39類のプラスチック製品は19項目にわたります。これらの項目は、3915項(プラスチックの廃棄物、切り屑及び小片)と3918項(プラスチック製の床用敷物及び天井被覆材)を除く、3901項から3921項が含まれます。プラスチック製のチューブ、パイプ、ホース等(3917項)、特定の板、シート、フィルム、はく、テープ等(3919項から3921項)は、リスト案に含まれています。この他、リスト案に掲載されている注目すべき品目には、第27類・第34類・第38類の潤滑油、グリース、製剤、及び特定の関連添加物、第84類の半導体製造装置、第84類・第85類・第87類のエンジン、モーター及び発電機、第85類の特定の電子機器及び電子部品・構成部品(集積回路を含む)、第84類・第86類・第87類・第89類の各種車両、トラクター及び船舶等があります。

## 報復と米国側の反応

ホワイトハウス及びUSTRの発表後間もなく、中国商務省の報道官は米国の措置を非難する談話を発表し、中国は「同じ規模かつ同じ威力の課税措置を直ちに導入する」と明言するとともに、「両国間における過去のあらゆる経済・通商協議の成果は無効となる」と述べました。具体的な品目リストへの言及はありませんでしたが、中国の品目リスト案はすでに2018年4月4日、前日のUSTRによる品目リスト案公表に対抗する形で公表されています。かかる中国のリスト案には106品目、500億ドル相当の米国からの輸入品が掲載されており、これには大豆、自動車、化学品及び航空機が含まれます。米国からの輸入品に対する中国の追加関税の適用開始日はまだ公表されていませんが、米国が340億ドル相当の最終品目リストに対する追加関税を発動する日である2018年7月6日の前後になると予想されます。

トランプ大統領は6月15日の発表の中で「中国が米国の製品、サービス、又は農産物に対する新たな関税の賦課、非関税障壁の引上げ、米国の輸出業者や中国内の米国企業に対する懲罰的行為等の報復措置に出た場合、米国は追加関税を推し進める」と表明しており、両国間の緊張は高まる一方です。2018年4月5日の時点でトランプ大統領は、米国はさらに1,000億ドル相当の中国からの輸入品を標的に加える可能性があるとして述べています。

## 企業のアクション

米国の追加関税の対象となる最終品目リストは4月3日のリスト案から変更されているため、輸入者は中国から輸入する物品が最終リストの影響を受けるかどうかを再確認する必要があります。製造者、販売者及び購入者を含め、追加関税による悪影響を受ける可能性のある企業は、影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達を選択肢を十分に理解し、影響を軽減する機会を見極めるため、自社のサプライチェーン全体をマッピングすべきです。また、品目の除外申請プロセスについての発表が今後数週間以内に予定されているため、これらの企業は引き続き米国の行動を見守る必要があります。さらに、米国製品を中国に輸出している企業、及び米国製品の輸入に依存している中国企業は、米国の関税の適用開始日前後に発動される可能性のある中国の報復措置に注目すべきです。

米中間の貿易に従事している企業は、追加関税の潜在的な影響を見極め、関税の回避又は軽減の戦略を策定することが奨励されます。これらの企業は、今すぐ以下のような対応策を取ることが必要です。

- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達の選択肢を十分に理解し、影響を軽減する機会を見極めるため、自社のサプライチェーン全体をマッピングする
- ▶ 支払関税の繰延、削減、又は還付のための戦略(保税倉庫、外国貿易地域(FTZ)、関税還付制度や中国の関税規則における同様の制度等の活用)を検討する
- ▶ 追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を最小化するための戦略として、現在の移転価格の見直しや米国への輸入に係るファーストセールの活用を検討する

また、2018年5月29日のホワイトハウスの声明<sup>8</sup>において、中国の個人や団体に対する投資制限と輸出管理強化を2018年6月30日までに実施する方針が発表されたことを踏まえて、企業は、自社の現行のスクリーニング・プロセス及びシステムを検証し、ルールが厳格化された際に迅速に対応できるかどうかを把握しておく必要があります。

## 巻末注

1. 本アラートにおける表記通貨は米ドルを指します。
2. 「Statement by the United States President Regarding Trade with China(中国との通商に関する米国大統領声明)」(2018年6月15日) [https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-regarding-trade-china/?utm\\_source=link](https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-regarding-trade-china/?utm_source=link)を参照。
3. USTR 301条報告書(2018年3月22日) <https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>を参照。
4. 「USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices(USTR、不公正な貿易慣行に対抗して中国製品への関税を発動)」(2018年6月15日) <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/june/ustr-issues-tariffs-chinese-products>を参照。
5. <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List%201.pdf>
6. パブリックコメント及び公聴会の記録は、[www.regulations.gov](http://www.regulations.gov), Docket No. USTR-2018-0005「Notice of Determination and Request for Public Comment Concerning Proposed Determination of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation(301条に基づく措置決定案に関する決定の通知とパブリックコメントの募集:技術移転、知的財産権、及びイノベーションに関する中国の法令、政策、及び慣行)」(2018年4月3日)において公開されています。
7. <https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List%202.pdf>
8. 「Statement on Steps to Protect Domestic Technology and Intellectual Property from China's Discriminatory and Burdensome Trade Practices(中国の差別的かつ負担を課す貿易慣行から国内の技術と知的財産を守るための措置に関する声明)」(2018年5月29日) <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-steps-protect-domestic-technology-intellectual-property-chinas-discriminatory-burdensome-trade-practices/>を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブ ディレクター	yumi.haraoka@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 201806027

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)